



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 許 斐 信 男
(コード番号 8851 東証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(TEL 078-452-0668)

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 48 回定時株主総会に、株式の併合に係る議案を付議することを決議いたしました。あわせて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、会社法の定めに従い、本日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、また株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものです。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

当社普通株式

②併合比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	31,513,000 株
併合により減少する株式数	28,361,700 株
併合後の発行済株式総数	3,151,300 株

④効力発生後における発行可能株式総数

9,000,000 株（変更前 90,000,000 株）

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、本件株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件および変更予定日

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 48 回定時株主総会において、上記 1. 株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって変更いたします。

3. 定款一部変更について

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。

なお、変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000 万株</u> とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> と する。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900</u> <u>万株</u> とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす る。

4. 株式併合および単元株式数の変更の日程（予定）

平成 29 年 5 月 9 日 取締役会決議

平成 29 年 6 月 27 日 定時株主総会開催日

平成 29 年 10 月 1 日 株式併合、発行可能株式総数および単元株式数の変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上